

関西広域防災計画の策定方針について

1 趣 旨

関西全体の広域防災の責任主体としての関西広域連合が設立され、その責任を的確に果たしていくために、関西広域連合等の活動について定める関西広域防災計画を策定する。

具体的には、東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等の発生による広域災害に対し、関西がとるべき対応方針や具体的な連携体制とその体制の構築のために関西広域連合等が実施する事務を定め、関西全体の安全・安心を向上させ、危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西の実現に資する。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の課題・教訓を踏まえた計画

都市直下型地震であった阪神・淡路大震災及び、地震、津波、原子力災害の広域かつ複合災害である東日本大震災等の広域災害における課題・教訓を踏まえて策定する。

(2) 府県民にわかりやすい計画

広域防災に係る関西広域連合等の役割・活動について、府県民にわかりやすく伝える計画とする。

(3) 成長・発展型の計画

計画の内容等について、毎年検討を加え、必要性に応じて修正を行う成長・発展型の計画とする。

3 主な計画内容と論点

(1) 関西広域連合及び構成府県の役割

関西における広域防災の現状と課題を分析し、平常時及び広域災害時における関西広域連合と構成府県が果たすべき役割について定める。

論 点

- ・ 法定計画である国の防災基本計画や都道府県・市町村地域防災計画との関係
- ・ 人的・物的資源をほとんど持たない関西広域連合が実施する防災対策のあり方
- ・ 関西圏域外の広域災害への対応のあり方
- ・ 災害対策のステージ（予防、応急、復旧、復興）ごとの役割
- ・ 関西広域連合としての情報発信・広報等のあり方

(2) 関係団体・機関との連携

広域防災に係る関西の連携団体（福井県、三重県、奈良県、4政令市）、国、全

国知事会、ボランティア団体などの関係団体・機関との連携について定める。

併せて、関西広域連合内の他の局（広域医療局等）との連携についても定める。

論 点

- ・ 既存の近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定との関係・調整
- ・ 関西の連携団体（福井県、三重県、奈良県、4政令市）との連携・調整
- ・ 国、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が実施する広域応援体制との関係及び支援が輻輳したときの対応

(3) 対象災害の明確化

計画の対象とする災害を広域災害となる地震・津波災害、風水害、原子力災害、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等広域的に迅速な対応が必要な感染症のまん延と明確にする。

論 点

- ・ 他の危機事案（口蹄疫、食の安全関係事案、鉄道事故災害、国民保護事案など）の取扱
- ・ 被害想定のある方
- ・ 対象とする災害の規模（広域災害の定義）

(4) 広域災害発生時の対応

広域災害発生時における迅速かつ効果的な広域応援・受援の調整・実施について定める。

なお、具体的な対応の手順については、関西広域応援・受援実施要綱で定める。

論 点

- ・ 都道府県間及び市町村間のカウンターパート制による応援の実施
- ・ スピード感をもった即応支援体制
- ・ 関西広域連合及び構成府県の受援のあり方
- ・ 防災資源（人的・物的）の関西広域連合としての活用方法
- ・ 広域防災局が被災した場合の対応方針

(5) 平常時の対応

広域災害への備えとして、広域応援訓練、備蓄等の検討・実施、防災分野の人材育成、広域防災に関する調査・研究に取り組むことを定める。

論 点

- ・ 効果的・実践的な広域応援訓練の実施
- ・ 東日本大震災を踏まえた現物備蓄・流通備蓄、物資配送・集積の検討
- ・ 広域災害発生時に必要とされる人材育成のあり方
- ・ 東日本大震災を踏まえた広域防災に関する調査・研究のあり方

■今後の進め方

原子力災害対策

福島原発の事故災害を踏まえ、重大な事故が発生した場合の放射能汚染の影響範囲、避難対策等するため、「原子力災害対策専門部会」を設置する。

検討に際しては、原子力発電所立地県である福井県にも参加を呼びかける。また、滋賀県、京都府における検討の知見を活用し、関西広域連合としての統一的な想定による対応を検討する。

(1)委員候補

防災、原子力、医療機関の学識経験者。滋賀県、京都府の委員会の委員を中心に選任。

(2)検討テーマ(例)

- ・被害想定・避難区域の想定
- ・住民の避難対策
- ・モニタリング体制
- ・農林水産物等の対応
- ・琵琶湖放射能汚染の影響(淀川等水源汚染を含む)
- ・飲料水確保対策

国等に対する要望

要望先	要望主体	要望日	要望書	主な要望項目
① 国	関西広域連合	H23. 3. 29	東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案 (第1次)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福島原発事故への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島原発事故の原因究明 ・ 事態の早期収束 ・ 放射能汚染に関する不安への対応 ・ 原子力発電所の安全確保 ・ 国による系統だった食品の安全確保対策の実施 ・ 農林水産物の風評被害対策の実施 ・ 生鮮食料品の円滑な流通対策の実施 ・ 観光に係る風評被害対策 ・ 実被害（ハザード）及び風評被害（リスク）の調査 ■ 津波対策の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波による被害の防止、軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観測体制の強化 ・ 調査研究の推進 ・ 被害の予測 ・ 教育及び訓練の実施 ・ 連携協力体制の整備
② 国	関西広域連合	H23. 4. 28	東日本大震災に関する緊急提案（第2次）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福島原発事故への対応 <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島原発事故の早期収束と国民の不安解消 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島原発事故の原因究明 ・ 事態の早期収束 ・ 放射能汚染に関する不安への対応 ・ 避難者の受入れ等に関する国の財政措置の枠組みの早期明示 ○ 農林水産物の安全確保対策 ○ 風評被害対策 ○ 福島原発事故による損害の迅速な補償 ○ 原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震や津波等の想定の見直しによる安全性の確保 ・ 監視体制の強化と情報提供の徹底 ・ E P Zの見直しなどの原子力災害対策に関する法律等の見直し ・ 自然エネルギー導入への積極的な取り組み ■ 地震・津波対策の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波による被害の防止、軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観測体制の強化 ・ 調査研究の推進推進 <ul style="list-style-type: none"> 特に、地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査をすみやかに実施し、その結果を情報提供すること ・ 教育及び訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 調査研究の成果等を踏まえて、津波が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じて、防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及に努めること
③ 国	京都府	H23. 6. 9	平成24年度国の施策及び予算に対する政策提案	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原子力災害対策のあり方の検証・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故原因の徹底的な究明、地震、津波、その他の災害に対応した原子力災害対策のあり方を緊急に検討 ・ E P Zの範囲の見直しに伴う医療提供体制や避難体制の整備、情報提供の徹底、事業者との関係府県・市町村との連携強化、備蓄資機材確保の財政措置等について国が責任 ・ 原子力政策の推進部門からの独立した監視部門の設置 ・ 原子力の代替エネルギーの確保策、自然エネルギーの導入、基盤整備や研究開発、民間への導入支援などについて総合的な施策の推進 ■ 地震津波対策に係る調査の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査、結果の情報提供 ・ 東海・南海・東南海連動型地震等の被害想定を改めて見直し ・ 津波観測体制の強化 ・ 液状化危険度分布の今回の震災を踏まえての見直し

要望先	要望主体	要望日	要望書	主な要望項目
④ 国	府 市町村	H23. 6. 22	原子力発電に関する 緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放射線等の監視体制強化、情報伝達体制の再点検・情報開示の徹底 ■ 避難に係る国の主導的役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な避難場所や避難ルート、避難方法などの選定に係る国の主導的役割 ■ 法改正等も含めた抜本的な原子力災害対策の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電の推進部門から独立した監視部門の設置 ・ E P Z の範囲の見直し ■ 地震・津波対策検討のためのプレート境界等の科学的調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査のすみやかな実施及び結果の情報提供 ■ 原子力発電所隣接自治体への所在自治体と同程度の支援制度の構築
⑤ 関西電力	関西広域連合	H23. 4. 8	原子力発電等に関する 緊急申し入れ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原子力発電所の一層の安全確保対策 <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力発電所等の安全の確保 ○ 監視体制の強化及び情報提供の徹底 ○ 情報伝達体制の徹底 ■ 原子力災害対策のための体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害対策に係る法律等の見直し ○ 情報の提供 ○ 連携の強化 ■ 自然エネルギー導入への積極的な取組
⑥ 関西電力	府 市町村	H23. 6. 22	原子力発電に関する 緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放射線等の監視体制強化、情報伝達体制の再点検・情報開示の徹底 ■ 原子炉冷却手段の確保対策 ■ 定期的な協議の場の設置等による府・市町村との連携強化 ■ 隣接自治体との立地自治体に準ずるような協定締結の取り計らい
⑦ —	府 市町村	H23. 5. 10	東日本大震災からの 復興支援に関する 緊急アピール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災地の復興と被災者支援への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府と市町村の相互連携・協力による被災地の復興と被災者・避難者の生活支援 ■ 国及び事業者に対する原子力災害対策体制の見直し要望 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用中の原子力発電所に係る安全性の向上、情報提供の徹底 ・ 事業者と関係府県・市町村との連携強化 ・ 国における原子力発電の推進部門と監視部門の分離 ・ 今回の事態を踏まえた防災計画の抜本的な改正

①

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案

(関係項目抜粋)

平成23年3月29日

関西広域連合

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に甚大かつ深刻な被害を与えました。被害の全容はいまだ判明していないものの、死者、行方不明者が合わせて 3 万人に迫る戦後最大の災害となっています。

この大災害に際して、16 年前、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた関西だからこそ、一日も早い復旧・復興を心から願い、関西広域連合とその構成府県が連携協力して、持てる力を結集し、被災地、被災者への支援に全力で取り組んでいるところです。

こうした中、本日、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、様々な困難に立ち向かう被災地、被災者の実状に応じたきめ細やかな支援が行われるよう、関西広域連合としての緊急提案をとりまとめました。

既に、数々の特例措置が用意されていることと考えますが、国においては、想定を超える災害に対し、被災地の復旧、復興に向けて、積極果敢な取組を推進されるよう提案します。

平成 23 年 3 月 29 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

II 福島原発事故への対応

① 福島原発事故の原因究明

原子力災害対策については、今回の事故について、その安全性に対する住民の不安が高まっている。原子力安全委員会において今回の事故の原因究明が行われることを提案する。

② 事態の早期収束

今回の福島原発事故の深刻な事態の早期収拾に全力で取り組むとともに、避難勧告が出された地域をはじめとして、被災自治体を全面的にバックアップするとともに、影響を受けた住民への補償が確実になされるよう適切に対応することを提案する。

③ 放射能汚染に関する不安への対応

事故発生 の 現地において、必要な住民等への測定・除染線等を徹底するとともに、絶対的に不足する放射能測定機器を提供されることを提案する。

また、必要でない住民等へは、不安を鎮めるよう周知を徹底するとともに、対応方針に変更があった場合には、理由を明確にしたうえで速やかに情報提供を図ることを提案する。

④ 原子力発電所の安全確保

国は、今回の重大な原子力災害を踏まえ、原子力防災対策の抜本的な見直しを早急に行い、国の責任において、原子力発電所の安全をしっかりと確保することを提案する。

特に、福島第一原発から 30km 以内の地域に域外避難や屋内待避が指示されたことに鑑み、各原発の EPZ の範囲や関係隣接県の取扱いをより広範かつ適切なものに改めるとともに、事業者に対し、同時期に設置された同型炉等の重点的な安全点検や、不安を感じている自治体との安全協定の締結等を指導・徹底され、十分な安全対策を講じることとされるよう提案する。

⑤ 国よる系統だった食品の安全確保対策の実施

国は、一刻も早く食品の放射能汚染状況の把握に努め、速やかに公平な出荷制限等の必要な措置を講じられたい。また、一部の地域品目に出荷制限がかけられたところであるが、それ以外の農畜水産物についても、優先的に検査を行うべき地域や品目を定め、国と自治体が連携し、食品の安全確保が組織的・計画的に行われる体制づくりを提案する。

⑥ 農林水産物の風評被害対策の実施

このたびの震災では、原子力発電所の事故発生に伴い、一部産地品目に出荷制限がかけられたところであるが、それ以外の産地品目について取引が滞る事例が発生している。

このため、科学的・客観的根拠に基づく基準を策定・明確にしたうえで、「放射性物質の検査」を国の責務において実施し、生鮮食料品流通業者、こ

れを原材料とする製造業者、消費者に正しい理解を促し、それぞれの立場で冷静な対応がなされるよう情報を発信するとともに、風評被害を助長する販売に対する監視指導を行う体制づくりを提案する。

また、出荷制限、売上げ減等により直接又は間接的に被害を受ける農林漁業者に対する補償制度の創設等の財政支援措置を講ずることを提案する。

⑦ 生鮮食料品の円滑な流通対策の実施

原子力発電所事故発生の生産基盤等への影響は予測不能であり、生鮮食料品供給のための産地復旧には時間を要すると考えられる。

今後、国全体として需給・価格バランスが崩れることのないよう、また復興期以降の需給を見据え、物流コストの低減対策などを講じ、生鮮食料品の円滑な流通体制づくりを提案する。

⑧ 観光に係る風評被害対策

福島第一原子力発電所の事故により、深刻な風評被害が続くことも懸念されることから、被災地及び日本のイメージを回復させるためには、従来以上に国の関係省庁の連携による取り組みを提案する。

⑨ 実被害（ハザード）および風評被害（リスク）の調査・分析について

福島第一原子力発電所の事故については、実被害についての判断がつかない状態の中で報道量が増加し、基準に基づかない「危険視」や、「漠然とした不安」に基づく風評被害を生み、関西においても、食品や商品の消費や、海外からの観光意欲の減退を招き、経済的被害につながっている例が見受けられる。

このため、実被害と風評被害に関する調査・研究を提案する。

Ⅲ 津波対策の総合的な推進

1 津波災害からの復旧・復興

津波対策のための施設を整備するにあたっては、次の事項に特に配慮して取り組むことを提案する。

① 津波対策のための施設の整備

ア 最新の知見に基づいた施設の整備の推進に努めること。

イ 既存の施設についての維持や改良についても、同様であること。

ウ 海岸及び津波の遡上が予想される河川の堤防について、最新の知見に基づいて、津波を防止する性能を確保できるよう、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じること。

② 塩害の除去

冠水した農地等における塩害を早期に除去するため、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じること。

③ 津波対策に配慮したまちづくりの推進

地方公共団体が、津波対策に配慮したまちづくりを推進するために、津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しては、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じること。

2 津波による被害の防止、軽減

① 観測体制の強化

津波による被害の発生を防止し、又は軽減するため、津波の観測体制の強化に努めることを提案する。

② 調査研究の推進

津波の発生機構の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究を強力に推進することを提案する。

また、避難勧告、避難指示という発令のあり方を見直し、住民の警戒心をより喚起し、確実に避難に結びつけられる制度、文言表現等について研究を進めること。

③ 被害の予測

津波により浸水する範囲・水深や想定される被害について、地方公共団体が予測を行うに際しては、最新の知見の提供、技術的な助言等の援助を行うことを提案する。

④ 教育及び訓練の実施

(2)の調査研究の成果等を踏まえて、津波が発生した際に住民が迅速かつ

適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じて、防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及に努めることを提案する。

⑤ 連携協力体制の整備

津波対策を効果的に推進するため、地方公共団体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を推進することを提案する。

②

東日本大震災に関する緊急提案（第2次）
（関係項目抜粋）

平成23年4月28日

関西広域連合

東日本大震災に関する緊急提案

東日本大地震に関する提案については、去る4月4日、第1次提案を行ったところですが、その後の状況を踏まえ、引き続き必要と考えられる措置について、第2次の提案を行います。

国においては、既に、第1次補正予算の編成をはじめ、数々の支援、特例措置が用意、検討されているところですが、被災地の復旧、復興に向けて、さらに積極果敢な取組を推進されるよう提案します。

平成23年4月28日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

Ⅱ 福島原発事故への対応

1 福島原発事故の早期収束と国民の不安解消

① 福島原発事故の原因究明

原子力災害対策については、今回の事故について、その安全性に対する住民の不安が高まっている。原子力安全委員会において今回の事故の原因究明を行われることを提案する。

② 事態の早期収束

今回の福島原発事故の深刻な事態の早期収拾に全力で取り組むとともに、避難勧告が出された地域をはじめとして、被災自治体を全面的にバックアップすること、また、影響を受けた住民への補償が確実になされるよう適切に対応することを提案する。

③ 放射能汚染に関する不安への対応

事故発生の現地において、必要な住民等への測定・除染等を徹底するとともに、絶対的に不足する放射能測定機器を提供されることを提案する。

また、測定、除染等が必要でない住民等へは、不安を鎮めるよう周知を徹底するとともに、対応方針に変更があった場合には、理由を明確にしたうえで速やかに情報提供を図ることを提案する。

④ 避難者の受入れ等に関する国の財政措置の枠組みの早期明示

今回の災害では生活基盤の回復に長期間を要するとともに、原発事故による自主避難者等も多数にのぼることから、他府県への一時避難等を希望する被災者への支援が求められているところである。このため、避難者の受入れ等に関する国の財政措置の枠組みについて早期に明示するとともに、可能な限りの財政措置を行うことを提案する。

2 農林水産物の安全確保対策

① 基準値の明確化と計画的な検査の実施

現在の暫定規制値ではなく、食品安全委員会の意見を十分踏まえて、基準値を速やかに定めることを提案する。

また、速やかに放射能汚染状況の把握ができるよう、国において、距離に応じた定点観測を行い、その結果を公表するとともに、食品や農畜産物について、優先的に検査を行うべき地域や品目を定め、計画的に検査が行われるように努めるとともに、その結果を公表することを提案する。

② 今後の作付けに関する基準の提示

今年、夏から秋にかけての作付けについては、農地の放射能汚染状況を精緻に調査し、明確な基準のもと作付け制限をするなど、必要となる措置を講じることを提案する。

③ 全国的な食糧供給体制の整備

津波被害や放射性物質による土壌汚染の影響により、農産物の作付けができないために、米、野菜、果物等について十分な供給量が確保できなくなるおそれがあることから、生産可能な地域で代替的に生産を行うなど、全国的な農産物の不足や価格高騰を招くことのないよう供給体制の整備等を行うことを提案する。

④ 死亡家畜および廃棄生乳対策の実施

公衆衛生および家畜防疫の観点から、放射線による飼養者の退避などにより死亡した家畜の処理対策を提案する。

また、出荷停止などにより生乳を廃棄した草地等の復元対策を提案する。

3 風評被害対策

① 実被害（ハザード）と憶測や噂等による被害（リスク）の峻別と的確な情報提供

福島第一原子力発電所の事故については、実被害についての判断がつかない状態の中で報道量が増加し、基準に基づかない「危険視」や、「漠然とした不安」に基づく風評被害を生み、関西においても、食品や商品の消費や、海外からの観光客の減少を招き、経済的被害につながっている例が見受けられる。

このため、不確かな情報に基づく漠然とした不安感による風評被害を防ぐため、調査研究に基づく実被害に関する的確かつ適切な情報提供を提案する。

② 放射能汚染等の風評被害による人権侵害の防止

東日本大震災の被災者が放射能汚染等の風評により差別や人権侵害を受けることのないよう対策を提案する。

③ 出荷制限の解除等の際の積極的な広報等による風評被害の防止等

- ・ 出荷を制限する地域や品目が解除された場合には、食品等の安全性について積極的に広報を行い、風評被害の防止に努めることを提案する。
- ・ 各国が輸入規制を行っている食品等の放射能測定機を自治体が購入した場合は財源の手当を行うか、国が提供することを提案する。
- ・ 放射性物質の健康に対する影響について正確な理解が進むよう、食に関わるオピニオンリーダー（医療関係者、報道関係者、食品流通事業者、消費者団体）に対するリスクコミュニケーションを強化することを提案する。

④ 諸外国への日本の農林水産物の安全性に関する正確な情報提供等

日本から輸出される農畜水産物や食品等に関する安全性について、諸外国に対し正確な情報を提供し、不当な輸入禁止等過剰な反応が示されることがないように説明を果たすとともに、円滑な輸出が可能となるよう国において、的確な基準を確定して、一括し、かつ迅速に輸出証明書を発行するなど必要な措置を講ずることを提案する。

⑤ 日本のイメージ回復と復興を支える観光振興〔再掲〕

震災の影響は、広く経済面にも波及し、特に、観光においてはインバウンド観光や海外参加者の多いMICE（多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称）はもとより国内観光についても、自粛ムードの中で旅行、宿泊等のキャンセルが相次ぎ、日本の国際競争力の低下が懸念されるとともに、観光産業が瀬戸際に追い込まれつつある。

国内外を問わず人と人との交流が沈滞化している中で、交流を活性化していくためには、国として、以下のとおり、より積極的に取り組むよう提案する。

- ・ 自治体等と連携・協力した国内各地での観光キャンペーンを積極的な展開
- ・ 訪日旅行客の誘客を図るため、東アジアをはじめ海外での先導的なプロモーションへの取組（特に、海外メディアのファムトリップや訪日団の編成、元気な日本の姿が伝わるよう、母国語のブログ等で発信を行う「国際観光ボランティア」の募集の推進）
- ・ 訪日外国人旅行者の安心感につながるよう正確でわかりやすい情報発信
- ・ 訪日ツアーバスに対する助成制度、国際空港離着陸料の期間限定無償化

⑥ 工業製品の風評被害の防止

原子力発電所の事故に伴う輸入制限措置や渡航自粛などにより、日本経済が大きな打撃を受けている中、平静を取り戻し、安心につながるよう、諸外国に対し、正確なデータ等についてわかりやすく情報発信する必要がある。

とりわけ、工業製品の貿易に際して、海外の通関から「放射能非汚染証明」の添付を求められたり、外国船の寄港が取りやめられるなどの支障が生じている。こうした事態の長期化・拡大は、日本経済に多大な損失をもたらすことから、国の責任において、工業製品に関して、客観的データに基づく正しい情報を発信すること、および諸外国政府に対して、不当な輸入禁止等の措置をとらないよう働きかけることを提案する。

4 福島原発事故による損害の迅速な補償

原子力発電所事故の被害については、風評被害等も含めて原子力損害として認定するとともに、国として責任を持って必要な措置を講じ、迅速に補償することを提案する。

5 原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備

① 地震や津波等の想定の見直しによる安全性の確保

今回の重大な原子力発電所の事故を受け、原子力発電所の安全性に対する住民の不安が高まっていることから、「止める」「冷やす」「閉じこめる」機能について「想定外の事態」とならないよう、原子力事業者が実施する地震および津波等に対する安全性向上に万全を期するため、とりわけ原子炉冷却のための電源対策や電源以外の冷却手段の確保については、国において必要な

措置を講じることを提案する。

② 監視体制の強化と情報提供の徹底

今回、福島第一原発から 30km 以内の地域では避難等が指示されたことに鑑み、現在は 8~10km とされている E P Z の範囲を越える地域に対しても、国および原子力事業者の責任において放射線および放射性物質のより一層の監視体制強化を図るとともに、原子力発電や放射性物質等に関する正しい情報を提供し、住民が適切な判断に基づき行動できるよう、努めることを提案する。

また、事故時対応を想定した可搬型のモニタリング機器整備等について財源措置の対象とすることを提案する。

③ E P Z の見直しなど原子力災害対策に関する法律等の見直し

E P Z の範囲の見直しなどの防災指針の改訂や、原子力発電所の立地から対策に至るまでの一貫した対応、関係隣接県の取扱いの広範囲化などといった、原子力災害対策にかかる法律の改正等、所要の措置を講ずるとともに、E P Z の範囲の見直しに伴い、新たな医療提供体制や避難体制の整備が必要になることから、財政的支援方策についても早急に見直すことを提案する。

また、今回の事故ではオフサイトセンターが十分に機能していないため、その検証を原子力事業者とともに十分行うこと。

なお、原子力災害に関する備蓄資機材等は、初期対応を的確に対応するため、基本的に国が責任をもって必要量を確保することを提案する。

④ 自然エネルギー導入への積極的な取り組み

関西広域連合では、環境問題を関西全体で捉え、地球温暖化対策に取り組んでおり、省エネ推進はもとより電気自動車の普及促進など低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めている。

そうした中、環境負荷が少なく、地域に広く存在する太陽光などの自然エネルギーの導入は不可欠であることから基盤の整備や研究開発、民間への導入支援など自然エネルギーへの転換を促す総合的な施策を推進することを提案する。

Ⅲ 地震・津波対策の総合的な推進

1 津波災害からの復旧・復興

① 津波対策のための施設の整備

津波対策のための施設を整備するにあたっては、次の事項に特に配慮して取り組むことを提案する。

- ・ 最新の知見に基づいた施設の整備の推進に努めること。
- ・ 既存の施設についての維持や改良についても、同様であること。
- ・ 海岸及び津波の遡上が予想される河川の堤防について、最新の知見に基づいて、津波を防止する性能を確保できるよう、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じること。

② 塩害の除去

冠水した農地等における塩害を早期に除去するため、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じることが提案する。

③ 津波対策に配慮したまちづくりの推進

自治体が、津波対策に配慮したまちづくりを推進するために、津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しては、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じることが提案する。

④ がれきの活用等による海岸保全施設等地震や津波に強い土木インフラの復興〔再掲〕

巨大津波に対するハード整備の限界を踏まえつつ、国幹軸と沿岸防災軸及び両軸を結ぶラダー道路からなる防災ラダー道路ネットワークの強化や背後地の土地利用に合わせた海岸保全施設の復旧など、地震や津波に強い土木インフラの復興を提案する。

また、大量のがれき処分や浸水した沿岸部の低平地対策などの課題を踏まえ、仙台東部道路等の盛土補強、防潮堤の復旧、仙台平野部での広域防災公園の整備等にごれきを活用することを提案する。

2 津波による被害の防止、軽減

① 観測体制の強化

津波による被害の発生を防止し、又は軽減するため、津波の観測体制の強化に努めることを提案する。

特に近い将来における発生が予想される東南海・南海地震対策になる「地震・津波観測監視システム（DONET）を構築し、得られるデータを地球シミュレータや、将来的には、京速コンピュータにより分析することで、津波の発生、被害予測の精度を向上させることを提案する。

② 調査研究の推進

津波の発生機構の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究を強力に推進することを提案する。

特に、地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査をすみやかに実施し、その結果を情報提供することを提案する。

また、避難勧告、避難指示という発令のあり方を見直し、住民の警戒心をより喚起し、確実に避難に結びつけられる制度等について研究を進めることを提案する。

③ 東海・東南海・南海地震等に対する早急な被害予測の実施

津波により浸水する範囲・水深や想定される被害について、自治体が予測を行うに際しては、最新の知見の提供、技術的な助言等の援助を行うことを提案する。

また、今回の震災では、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、東海・東南海・南海地震等についても、正確なシミュレーションのもと、その被害想定を見直すことを提案する。

④ 教育及び訓練の実施

②の調査研究の成果等を踏まえて、津波が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じて、防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及に努めることを提案する。

⑤ 連携協力体制の整備

津波対策を効果的に推進するため、自治体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を推進することを提案する。

⑥ 災害の経験と教訓を踏まえたまちづくり

阪神・淡路大震災からの復興まちづくりは、密集市街地における防災街区の整備など震災の教訓を踏まえて進められた。

今回の津波被害はこれまでの想定を越えるものであったが、その経験と教訓を活かし、海岸保全施設や津波防災ステーションの整備などのハード施策とともに、避難地、避難路の周知と徹底などソフト施策を合わせて実施できるよう、国は財政的な措置を講じるとともに、新たな「津波ハザードマップマニュアル」を見直すなど、必要となる研究や情報提供を合わせて行うことを提案する。

原子力災害対策等について

【担当省庁】内閣府、総務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省

京都府では、東日本大震災を踏まえ、地震、津波、原子力に関する専門家からの意見、知見を受けて、緊急に対応すべき対策をまとめているところです。

特に、原子力発電は国策として進められてきたものであることを踏まえ、**原子力発電所の隣接府県**として、今後、大震災に備えて特に緊急に対策を求めるべき事項を次のとおり提案します。

<京都府からの提案>

1 原子力災害対策のあり方の検証・見直し

- (1) 今回の原子力発電所の事故原因を徹底的に究明するとともに、**地震、津波、その他の災害に対応した原子力災害対策のあり方**を緊急に検討し、安全対策を徹底すること。
- (2) 今回の福島第一原子力発電所での災害による放射性物質の放出や避難の実態等を踏まえ、京都府では、EPZの範囲を原子力発電所から半径 20 キロの範囲に拡大するなどを定めた暫定計画を策定した。
 - ・ このEPZの範囲の見直しに伴う医療提供体制や避難体制の整備、情報提供の徹底、事業者と関係府県・市町村との連携強化、備蓄資機材確保の財政措置等について国が責任をもって行うこと。
 - ・ 原子力政策の推進部門から独立した監視部門の設置をおこなうこと。
- (3) 原子力の代替エネルギーの確保策については、**自然エネルギーの導入**が不可欠であるとともに、経済産業省の「次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト」に選定されたけいはんなエコシティのスマートグリッドやバイオ燃料の研究開発、地産地消エネルギーの研究開発等が不可欠であり、そのための**基盤整備や研究開発、民間への導入支援**などについて総合的な施策を推進すること。

スマートグリッド…従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信技術の活用より、太陽光発電などの分散型電源や需要家の情報を統合・活用した、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システム

2 地震・津波対策に係る調査の推進

- (1) 地震・津波対策を検討するための前提となる日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査をすみやかに実施し、その結果を情報提供すること。
特に、今回は、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、東海・南海・東南海連動型地震等についても、その被害想定を改めて見直すこと。
- (2) 津波による被害の発生を防止し、又は軽減するために、津波観測体制の強化に努めること。
- (3) 液状化危険度分布について、今回の震災を踏まえて見直しを行うこと。

京都府の現状・課題等

1 原子力災害対策のあり方の検証・見直し

本府における原子力防災対策については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力安全委員会の「防災指針」を十分に尊重しながら、「京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）」として定めているところです。しかしながら、今回の福島第一原子力発電所においては、当該計画の想定する範囲を超えて大量の放射性物質が放出される事態となり、これに対する対策も当該計画に定めるものを超えたものとなっています。

今後、今回の福島第一原子力発電所の事態に係る国による検証等を踏まえつつ、当該計画を見直していくことが必要となりますが、国による検証等には一定の期間を要することが想定されるため、緊急の課題に対しては、国の検証を待つことなく、講じるべき対策を定めておくことが必要であると判断し、このたび、「原子力発電所防災対策暫定計画（高浜及び大飯発電所編）」（以下、「暫定計画」という。）を策定しました。

この暫定計画では、EPZ の範囲を暫定的に半径 20km に拡大し、これに伴う被ばく医療体制の見直し、環境放射線等モニタリング体制の強化、避難体制の整備等を早急に進めていくこととしています。

	10km 圏内	20km 圏内
人口	・約 12,000 人	・約 88,000 人
対象市町	・舞鶴市、綾部市	・舞鶴市、綾部市、宮津市、 南丹市、京丹波町
対象発電所	・高浜発電所	・高浜発電所、大飯発電所

2 地震・津波対策に係る調査の推進

本府における地震・津波対策については、「京都府地域防災計画（震災対策計画編）」で定めているところです。

しかし、今回の震災により、事前に想定していた防災対策を講じた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、地震・津波対策を検討するための日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査が必要です。

【京都府の担当部局】

府民生活部 危機管理・防災課 075-414-4475
文化環境部 地球温暖化対策課 075-414-4831

原子力発電に関する緊急要望

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に甚大かつ深刻な被害を与え、戦後最大の災害となっている。

とりわけ東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害においては、放射性物質が放出され、住民の被ばく、農作物の汚染など、周辺環境に重大な被害を与えており、今なお収束の見通しが立たないことから、原子力発電所の安全性に対する住民の不安が高まっている。

福井県の高浜・大飯原子力発電所に隣接する京都府ではE P Zの範囲を暫定的に20キロに拡大することとしたが、その結果、対象人口は府内5市町で立地県を上回る約9万人となり、万が一への備えが急務となっている。

国においては、深刻な事態の早期収拾に全力で取り組み原子力災害の拡大を防ぐとともに、徹底的な原因究明と情報開示を早急に行うなど、住民が信頼できる原子力災害対策をはじめ、中長期的な自然エネルギー供給への対応についても、万全な取組を推進されるよう要望する。

- 1 福島での原子力事故では東京電力からの情報伝達について遅れが生じ、住民に混乱が生じた。放射線等の監視体制強化を図るとともに、原子力発電所で、万一事故が発生した場合には、原子力事業者から国、関係府県、関係市町等への連絡体制が構築されているが、今回のようなことがないよう情報伝達体制を再点検し、情報開示を徹底するなど、万全を期すこと。
- 2 今回の事故を受けて、すべての原子力発電施設の安全基準の見直しを早急に行い、避難区域や住民避難の設定について、自治体の意見を十分に踏まえたうえでの方針を早急に示し、具体の避難場所や避難ルート、避難方法などの選定について、国が主導的にその役割を果たすこと。
- 3 原子力発電の推進部門から独立した監視部門の設置、E P Zの範囲の見直しなど、法律の改正等も含め抜本的に原子力災害対策を見直すこと。
- 4 風評による被害を防ぐため、調査研究に基づく的確かつ適切な情報発信など、必要な措置を積極的に講じるとともに、地域の産業と雇用が守られるよう、積極的な経済活性化策を講じること。
- 5 環境負荷が少なく、地域に広く存在する太陽光などの自然エネルギーの導入が不可欠であることから基盤の整備や研究開発、民間への導入支援など自然エネルギーへの転換を促す総合的な施策を推進すること。

6 東北地方太平洋沖地震における津波実態や、過去の日本海丹後地域における文献等も踏まえ、地震・津波対策を検討するための前提となる日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査をすみやかに実施し、その結果を情報提供すること。

7 原子力発電所の周辺地域に交付される電源立地地域対策交付金などの支援制度について、所在自治体と隣接自治体においては交付額や支援制度に大きな差が認められる。今後、隣接自治体等において原子力災害対策の一層の充実を図る必要があることから、所在自治体と同程度の支援制度を構築すること。

平成23年6月22日

京都府知事	山田 啓二	南丹市長	佐々木 稔納
京都市長	門川 大作	木津川市長	河井 規子
福知山市長	松山 正治	大山崎町長	江下 傳明
舞鶴市長	多々見 良三	久御山町長	坂本 信夫
綾部市長	山崎 善也	井手町長	汐見 明男
宇治市長	久保田 勇	宇治田原町長	奥田 光治
宮津市長	井上 正嗣	笠置町長	松本 勇
亀岡市長	栗山 正隆	和束町長	堀 忠雄
城陽市長	橋本 昭男	精華町長	木村 要
向日市長	久嶋 務	南山城村長	手仲 圓容
長岡京市長	小田 豊	京丹波町長	寺尾 豊爾
八幡市長	明田 功	伊根町長	吉本 秀樹
京田辺市長	石井 明三	与謝野町長	太田 貴美
京丹後市長	中山 泰		

原子力発電等に関する緊急申し入れ

平成23年4月8日

関西広域連合

原子力発電等に関する緊急申し入れ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大かつ深刻な被害を与え、戦後最大の災害となっています。

関西広域連合では、被災地における一日も早い復旧・復興を心から願い、16 年前の阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かし、構成府県が一丸となって、被災地への支援に全力で取り組んでいるところです。

こうした中、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害においては、現場の懸命の努力にも関わらず、放射性物質が放出され、住民の被ばく、農作物の汚染など、周辺環境に重大な被害を与えています。

関西は、2,000 万人を超える人々の生活が営まれ、琵琶湖を始めとした水源、全国へ出荷する農作物の生産地、日本のものづくりを支える産業や都市機能、歴史的遺産としての豊かな自然・文化を抱えており、ひとたび原子力災害が起これば、その影響は計り知れません。

貴社におかれても、「災害に強い関西」として、住民が信頼できる原子力災害対策をはじめ、中長期的な自然エネルギー供給への対応についても、積極果敢な取組を推進されるよう申し入れます。

平成 23 年 4 月 8 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

申し入れ事項

I 原子力発電所の一層の安全確保対策について

(1) 原子力発電所等の安全の確保について

今回の重大な原子力発電所の事故を受け、原子力発電所の安全性に対する住民の不安が高まっていることから、「止める」「冷やす」「閉じこめる」機能について「想定外の事態」とならないよう、地震および津波等に対する安全性向上に万全の対策を構じられたい。

特に、原子炉冷却のための電源対策や電源以外の冷却手段の確保対策を行うこと。

(2) 監視体制の強化および情報提供の徹底について

今回、福島第一原発から30km以内の地域では避難等が指示されたことに鑑み、現在は8~10kmとされているEPZの範囲を越える地域に対しても、モニタリングポストの設置等放射線および放射性物質のより一層の監視体制強化を図ると共に、原子力発電や放射性物質等に関する正しい情報を提供し、住民が適切な判断に基づき行動できるよう、努められたい。

(3) 情報伝達体制の徹底について

福島での原子力事故では東京電力からの情報伝達について遅れが生じ、住民に混乱が生じた。原子力発電所で、万一事故が発生した場合には、原子力事業者から国、関係府県、関係市町等への連絡体制が構築されているが、今回のようなことがないよう情報伝達体制を再点検し、万全を期されたい。

II 原子力災害対策のための体制整備について

今回の事故により放射性物質が外部に放出され、現在のEPZの圏外である、半径20キロ圏内の住民に避難指示を、半径30キロ圏内の住民に自主避難の措置がとられたことから、これまでの原子力災害対策を抜本的に見直しするため、体制の整備について以下の協力を要請する。

(1) 原子力災害対策にかかる法律等の見直しについて

EPZの範囲の見直しなどの防災指針の改訂や、原子力発電所の立地から対策に至るまでの一貫した対応、関係隣接県の取扱いの広範囲化などといった、原子力災害対策にかかる法律の改正等、所要の措置

を講ずるよう国に強く働きかけられたい。

また、今回の事故ではオフサイトセンターが十分に機能していないため、その検証を国とともに十分行うこと。

(2) 情報の提供について

地域防災計画の見直しを検討するため、原子力施設の安全対策、監視体制にかかる情報を積極的に提供願いたい。

(3) 連携の強化について

原子力事業者と関係府県が連携して、原子力災害対策に取り組むことができるよう、立地県だけでなく、近隣府県とも定期的な協議の場を設けるなど連携の強化を図られたい。

Ⅲ 自然エネルギー導入への積極的な取組について

関西広域連合では、環境問題を関西全体で捉え、地球温暖化対策に取り組んでおり、省エネ推進はもとより電気自動車の普及促進など化石燃料に代わるエネルギー源への転換を進めている。そうした中、環境負荷が少なく、地域に広く存在する太陽光などの自然エネルギーの導入は不可欠である。

貴社におかれても、こうした自然エネルギーの利用にかかる研究開発を加速的に進め、積極的導入を図るよう取組を進められたい。

原子力発電に関する緊急要望

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に甚大かつ深刻な被害を与え、戦後最大の災害となっている。

とりわけ東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害においては、放射性物質が放出され、住民の被ばく、農作物の汚染など、周辺環境に重大な被害を与えており、今なお収束の見通しが立たないことから、原子力発電所の安全性に対する住民の不安が高まっている。

福井県の高浜・大飯原子力発電所に隣接する京都府ではE P Zの範囲を暫定的に20キロに拡大することとしたが、その結果、対象人口は府内5市町で立地県を上回る約9万人となり、万が一への備えが急務となっている。

貴社におかれては、住民が信頼できる原子力災害対策をはじめ、中長期的な自然エネルギー供給への対応についても、万全な取組を推進されるよう要望する。

- 1 福島での原子力事故では東京電力からの情報伝達について遅れが生じ、住民に混乱が生じた。原子力発電所で、万一事故が発生した場合には、貴社から国、関係府県、関係市町等への連絡体制が構築されているが、今回のようなことがないよう情報伝達体制を再点検し、情報開示を徹底するなど、万全を期すこと。
- 2 今回の重大な原子力発電所の事故を受け、原子力発電所の安全性に対する住民の不安が高まっていることから、「止める」「冷やす」「閉じこめる」機能について「想定外の事態」とならないよう、地震および津波等に対する安全性向上に万全の対策を講じること。特に、原子炉冷却のための非常用電源対策や電源が失われた際の冷却手段の確保対策を行うこと。
- 3 原子力施設の安全対策、監視体制を強化し、これにかかる情報を積極的に提供すること。
- 4 貴社と京都府・府内市町村が連携して、原子力災害対策に取り組むことができるよう、定期的な協議の場を設けるなど連携の強化を図ること。
- 5 京都府ではE P Zの範囲を暫定的に20キロに拡大することとしたが、これに伴い府内の対象人口は激増し、市によっては市民のほとんどが避難を余儀なくされることから、原子力発電所隣接自治体の協定改正にあたっては、立地自治体に準ずるような協定が締結できるよう取り計らうこと。
- 6 原発事故等に伴う今夏の電気需給の状況などを踏まえ、京都府では、府、市町村、府民、事業者などが協力して省エネ・節電対策に取り組んでいるところであるが、貴社として、府民の生活や地域の経済活動に不可欠なエネルギーの安定供給に努めること。

また、環境負荷が少なく、地域に広く存在する太陽光などの自然エネルギーの導入が不可欠であることから、貴社におかれても、自然エネルギーの利用にかかる研究開発を進め、積極的導入を図るよう取組を進めること。

平成23年6月22日

京都府知事	山田 啓二	南丹市長	佐々木 稔納
京都市長	門川 大作	木津川市長	河井 規子
福知山市長	松山 正治	大山崎町長	江下 傳明
舞鶴市長	多々見 良三	久御山町長	坂本 信夫
綾部市長	山崎 善也	井手町長	汐見 明男
宇治市長	久保田 勇	宇治田原町長	奥田 光治
宮津市長	井上 正嗣	笠置町長	松本 勇
亀岡市長	栗山 正隆	和束町長	堀 忠雄
城陽市長	橋本 昭男	精華町長	木村 要
向日市長	久嶋 務	南山城村長	手仲 圓容
長岡京市長	小田 豊	京丹波町長	寺尾 豊爾
八幡市長	明田 功	伊根町長	吉本 秀樹
京田辺市長	石井 明三	与謝野町長	太田 貴美
京丹後市長	中山 泰		

東日本大震災からの復興支援に関する緊急アピール

今般の「東日本大震災」において亡くなられた多くの方々に、心から哀悼の意を表するとともに、突然、生活の基盤が奪われ、現在もなお避難生活を余儀なくされている方々が一日も早く元の生活に戻れるよう、祈念いたします。

現在、京都府をはじめ府内市町村、関係団体は、一丸となって、全力を挙げて被災地を支援しており、多くの府民や企業からも心温まる義援金や物資が被災地に届けられております。

東日本大震災からの復興は、長期にわたる取り組みが必要とされています。いままさに、日本の希望に繋がるよう、京都の持てる力を結集して活力ある復興を支えていく必要があります。

このような認識から、以下の項目について、京都府知事・市町村長会議として、緊急のアピールを行います。

記

1. 京都府と府内市町村は、相互の連携を円滑かつ十分に図りながら、引き続き協力して、被災地の復興と被災者・避難者の生活支援に、全力を挙げて取り組む。
2. 震災に伴う影響を含め今後の経済構造の転換等を見据え、風評や自粛ムードの中で経済を萎縮させず、地域の産業と雇用を守っていくよう、地域経済の活性化に積極的に取り組む。
3. 現在運用されている原子力発電所について、安全性の向上や情報提供の徹底などの一層の安全確保対策を講じるとともに、事業者と関係府県・市町村との連携強化、国における原子力発電の推進部門と監視部門の分離、今回の事態を踏まえた防災計画の抜本的な改正など、原子力災害対策のための体制をゼロベースで見直すよう、国及び事業者に対して強く求める。

4. この震災を乗り越え、未来にわたって国全体を元気にしていくためには、各地域が知恵を絞り、特に急がれる公共施設の耐震化をはじめとする安全・安心のまちづくり、自立した地域づくりを進めていくことが重要である。

そのため、地域の将来に不可欠となる事業を行うための必要な予算をしっかりと確保し、円滑に執行する環境を整えるよう、国に対して強く求める。

一日も早い被災地の復興のために、迅速かつ効果的な支援を行うとともに、人がつながり支え合うことによって心の復興を果たし、真に安心・安全で持続可能な社会を創っていくために、文化、環境、学術などの京都力を活かし、府民が一丸となってこの困難な状況を乗り切っていくことを、ここに決意します。

平成23年5月10日

京 都 府 知 事 ・ 市 町 村 長 会 議

京都府知事	山田 啓二	南丹市長	佐々木 稔納
京都市長	門川 大作	木津川市長	河井 規子
福知山市長	松山 正治	大山崎町長	江下 傳明
舞鶴市長	多々見 良三	久御山町長	坂本 信夫
綾部市長	山崎 善也	井手町長	汐見 明男
宇治市長	久保田 勇	宇治田原町長	奥田 光治
宮津市長	井上 正嗣	笠置町長	松本 勇
亀岡市長	栗山 正隆	和束町長	堀 忠雄
城陽市長	橋本 昭男	精華町長	木村 要
向日市長	久嶋 務	南山城村長	手仲 圓容
長岡京市長	小田 豊	京丹波町長	寺尾 豊爾
八幡市長	明田 功	伊根町長	吉本 秀樹
京田辺市長	石井 明三	与謝野町長	太田 貴美
京丹後市長	中山 泰		